

各 位



平成 24 年 2 月 22 日

会 社 名 株 式 会 社 ワ コ ム
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 田 正 彦
(コード番号:6727 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 兼 執 行 役 員 財 務 本 部 長
長 谷 川 渉
(TEL 03 - 5309 - 1500)

厚生年金基金脱退に関するお知らせ(特別損失の追加発生)

当社は、平成23年9月30日付け「厚生年金基金脱退に関するお知らせ(開示事項の経過)」で、埼玉県工業団地厚生年金基金からの脱退に関する途中経過を開示しましたが、この度、当社が平成23年9月30日に遡って同基金を脱退することが決まり、それに伴う解決金として特別損失が追加発生する見込みとなりましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 特別損失追加発生の理由

- 1) 当社は平成23年10月、同基金を相手取り「平成23年9月30日以降、当社が同基金の設立事業所としての地位にないことの確認」等を求めて、さいたま地方裁判所に提訴いたしました。その後、裁判所より和解の提案を受け同基金と交渉を続けて参りました結果、当社が、平成23年9月30日付けで同基金から脱退した場合の脱退時特別掛金約131百万円とは別に、解決金として約123百万円を平成24年3月31日までに同基金に対し支払うことを条件に、昨日同基金の代議員会で、当社が平成23年9月30日に遡って同基金から脱退することが承認されました。今後は厚生労働大臣の認可を得ることにより当社の脱退手続きが正式に完了いたします。その後、当社は同基金と裁判上の和解を行います。
- 2) 解決金として同基金に支払う約123百万円は、厚生年金保険法ならびに同基金の規約により当社が平成23年10月1日以降に脱退した場合に適用される同基金の平成23年3月末決算の数値により算出した脱退時特別掛金額である約254百万円から、同じく平成23年9月30日付けで脱退した場合に適用される平成22年3月末決算の数値により算出した脱退時特別掛金額である約131百万円を差し引いた額であります。この約123百万円は、特別損失として平成24年3月期の業績に追加計上いたします。
- 3) 上記和解金の支払いにより脱退手続きを早期に完了し、新たに当社が導入を決定している退職金制度等の代替措置を開始することが得策であると判断いたしました。

2. 業績に与える影響

平成24年3月期通期連結業績予想(平成24年1月30日発表)は変更いたしません。

以 上